

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年 8 月13日
【会社名】	レシップホールディングス株式会社
【英訳名】	LECIP HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本 眞
【本店の所在の場所】	岐阜県本巣市上保1260番地の2
【電話番号】	058-324-3121
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 品川 典弘
【最寄りの連絡場所】	岐阜県本巣市上保1260番地の2
【電話番号】	058-324-3121
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 品川 典弘
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 166,358,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	192,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成25年8月13日開催の取締役会決議によります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称および住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	192,100株	166,358,600	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	192,100株	166,358,600	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
866	-	100株	平成25年8月30日	-	平成25年8月30日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
レシップホールディングス株式会社	岐阜県本巣市上保1260番地の2

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社十六銀行 本店	岐阜県岐阜市神田町 8 丁目26番地

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
166,358,600	-	166,358,600

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額です。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額166,358,600円については、平成25年8月30日以降、短期借入金の返済および買掛金支払いなどの運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	三菱UFJ信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）
本店の所在地	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第8期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日） 平成25年6月27日 関東財務局長に提出

(注) 割当予定先の概要は、平成25年8月13日現在におけるものです。

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	信託銀行取引があります。

(注) 提出者と割当予定先との関係は、平成25年8月13日現在におけるものです。

（役員報酬B I P信託の内容）

割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は、当社と三菱UFJ信託銀行株式会社の間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬B I P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を締結することによって設定される信託口です。

< 概要 >

役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした日本版パフォーマンス・シェアとも言うべき役員インセンティブ・プランであり、業績目標の達成度に応じて取締役（社外取締役および非常勤取締役を除きます。）および当社と委任契約を締結する執行役員（以下「取締役等」といいます。）に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬制度（以下「本制度」といいます。）です。

本制度では、当社が当社取締役等のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。三菱UFJ信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は、予め定める株式交付規程に基づき当社取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、本信託契約は、信託管理人である公認会計士 田村稔郎氏による内容の確認を得ています。

また、第三者割当については、三菱UFJ信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）と当社間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。三菱UFJ信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、信託期間内において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付します。

本信託は株式交付規程に従い、取締役等の退任時に、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、毎事業年度における役位および業績達成率に応じて決定される株数の当社株式を交付します。当該交付については、当社または信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

なお、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と分担して信託の財産管理業務を実施します。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本制度についてのスキーム管理および当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本制度実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡事務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払いおよび信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」（以下「具体的信託事務」といいます。）について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社・三菱UFJ信託銀行株式会社・日本マスタートラスト信託銀行株式会社・信託管理人にて合意（以下「本合意」といいます。）することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施します。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、信託財産の名義については割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社とします。

なお、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

（参考）本制度の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	当社の取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	平成25年8月29日（予定）
信託期間	平成25年8月29日（予定）～平成28年8月末日（予定）
制度開始日	平成25年9月1日（予定） （平成26年5月末日から基準ポイント数の付与を開始）
議決権行使	議決権行使はしないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	166,358,600円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

< 取締役等に交付される株式数 >

取締役等に対して交付される株式数は、以下に定めるポイント数に従って定まります。

取締役等には、取締役等の退任時に、ポイント数の累積値（以下「累積ポイント数」といいます。）に応じた株式が交付されます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、各取締役等について算定される累積ポイント数の合計は、平成25年6月20日の株主総会にて承認されました取得株式の合計上限株数の範囲内とし、ある取締役等の累積ポイント数が当該範囲を超過する場合には、当該取締役等の累積ポイント数は当該超過数を減じた値となります。

取締役等は、信託期間中の毎年5月末に、同年3月末で終了した事業年度（すなわち前事業年度、以下「評価対象事業年度」といいます。）における役位および業績達成率に応じて、一定のポイント数が付与されます。ポイント数の付与は、信託期間内において、毎年行われます。

ポイント数の算定式は、以下のとおりです。

ポイント数の算定式

下記により決定される基準ポイント数 × 下記に定める業績連動係数

1ポイント = 1株

小数点以下の端数は切り捨てます。

信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

各取締役等の基準ポイント数

各評価対象事業年度において、各取締役等の基準ポイント数は、以下の算定式によって決定されます。

基準ポイント数の算定式

年間予算額50万円 × (下表1に定める各取締役等の役位ウェイト ÷ 役位ウェイト合計) ÷ 基準株価 (平成25年3月1日から平成25年3月29日までの東京証券取引所における当社株式の終値の平均値)

役位ウェイト合計とは、当該評価対象事業年度においてポイント数の付与の対象となる全取締役等の役位ウェイトの合計値を意味します。

基準株価は781円となります。

表1 役位ウェイト

役位	役位ウェイト
取締役会長・社長	10.0
取締役副社長	6.0
専務取締役	5.0
常務取締役	4.0
取締役	3.0
執行役員	2.0

各役位の名称の変更等があった場合には同等の役位における役位ウェイトを適用します。

業績連動係数

業績連動係数は各評価対象事業年度の業績達成率に応じて、下表2のとおり定まります。

表2

業績達成率	業績連動係数
100%以上	1.0
80%以上～100%未満	0.8
50%以上～80%未満	0.5
50%未満	0.0

業績達成率(%) = (評価対象事業年度の連結経常利益) ÷ (評価対象事業年度期初の連結経常利益の目標値) × 100

各評価対象事業年度期初の連結経常利益の目標値は、当該評価対象事業年度の期初に定める連結経常利益の目標値とします。

当社の毎事業年度期初の連結経常利益の目標値は、決算短信において開示しております。

< 受益者の範囲 >

以下の受益者要件を満たしている取締役等が受益者となります。

平成26年3月末日で終了する事業年度から平成28年3月末日で終了する事業年度（以下「対象期間」といいます。）中に取締役または当社と委任契約を締結している執行役員であること（対象期間中に新たに取締役または執行役員となった者を含みます。ただし、社外取締役および非常勤取締役を除きます。）

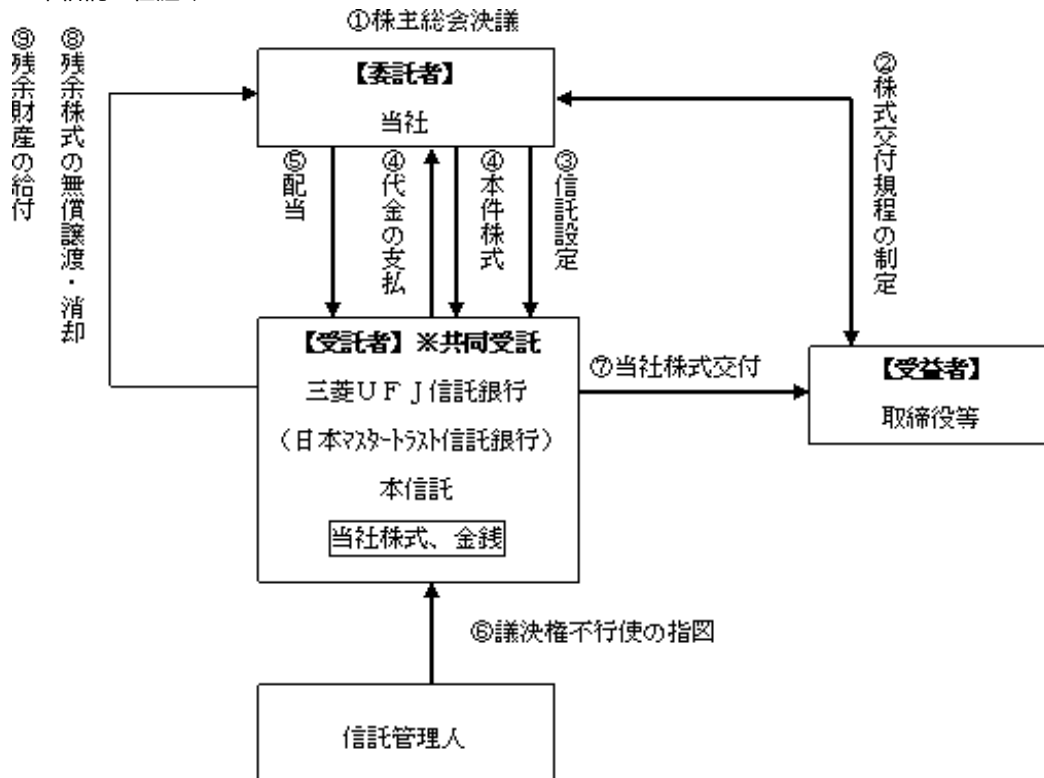
取締役等を退任していること（ ）

懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと

上記に定める算定式によってポイント数が決定されていること

ただし、前述「（参考）本制度の概要」の信託期間の延長が行われ、延長期間の終了時においても本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式が交付されることになります。

< 本信託の仕組み >



当社は本制度の導入に関して株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。

当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。

当社は の総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、 で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、 の総会決議で承認を受けた範囲内とします。

本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、毎事業年度における業績達成度に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。当該ポイント数に応じた株数の当社株式が、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、取締役等の退任時に交付されます。

信託期間中の業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。

本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

c 割当予定先の選定理由

当社は、取締役等を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、本制度の導入を決定しました。これにより、新たな取締役等の報酬体系は「基本報酬」と業績連動型報酬である「賞与」ならびに本制度による「業績連動型株式報酬」により構成されます。特に、本制度においては、予め定める株式交付規程に基づき当社株式を業績達成率に応じて取締役等に交付することから、当該取締役等の中長期的な企業価値向上への意欲の向上に寄与し、かつ自己株式を有効に活用可能であるとの結論に至りました。

これらの経緯を踏まえて、三菱UFJ信託銀行株式会社を割当先に選定した理由は、当社の証券代行業務等の信託銀行取引関係から、本制度の提案を受けたことに起因しています。また、本制度に係る事務手続きコスト等を他社比較等も含めて総合的に判断した結果、当社にとって最も望ましい割当先になると判断しました。

なお、本制度においては前述の「役員報酬BIP信託の内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が受託者たる三菱UFJ信託銀行株式会社に対して、当社株式を割り当てることとなりますので、三菱UFJ信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

192,100株

e 株券等の保有方針

割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）は、株式交付規程に従い、取締役等の退任時に、累積ポイント数に応じた株式を、一定の受益者要件を満たす取締役等に交付することになっています。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、割当日から信託終了時まで、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は三菱UFJ信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所および名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、内諾を得ています。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約により確認を行っています。

g 割当予定先の実態

割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除きます。）であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職（以下「役員等」といいます。）、役員等であった者、またはそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者（当社）、受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）が協議の上、選任するものとします。

本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 田村稔郎氏とします。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係の有しているか否かについては、三菱UFJ信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が三菱UFJ信託銀行株式会社のホームページおよびディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力との対決」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、本信託契約において確約をしています。

その結果、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が特定団体等でないことおよび割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断しました。なお、当社は、その旨の確認書を、東京証券取引所、名古屋証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠および合理性に関する考え方

処分価額は最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該処分に係る取締役会決議の直前1か月間（平成25年7月16日から平成25年8月12日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である866円（円未満切捨て、平成25年8月12日終値（868円）比 - 0.2%）としております。直前1か月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変更の影響など特殊要因を排除することができ、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、当該株価は当該取締役会決議の直前3か月間（平成25年5月13日から平成25年8月12日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である853円（円未満切捨て）に101.5%（プレミアム率1.5%）を乗じた額であり、あるいは同直前6か月間（平成25年2月13日から平成25年8月12日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である822円（円未満切捨て）に105.4%（プレミアム率5.4%）を乗じた額であり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、取締役会に出席した監査役全員（4名、うち社外監査役3名）は、当該処分価額が割当予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量および株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社取締役等に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し3.00%（小数点第3位を四捨五入、平成25年3月末現在の総議決権個数59,584個に対する割合3.22%）と小規模なものです。

また、本自己株式の処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社取締役等に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えています。

以上により、本自己株式の処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しています。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
レシップ社員持株会	岐阜県本巣市上保1260番地 の2	535,820	8.99%	535,820	8.71%
名古屋中小企業投資育成 株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅 南1丁目16-30	468,240	7.85%	468,240	7.61%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(株式付 与E S O P信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	306,100	5.13%	306,100	4.97%
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目 26	280,000	4.69%	280,000	4.55%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(従業員 持株E S O P信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	237,900	3.99%	237,900	3.86%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(役員報 酬B I P信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	-	- %	192,100	3.12%
杉本 眞	東京都武蔵野市	191,970	3.22%	191,970	3.12%
朝日火災海上保険株式会 社	東京都千代田区神田美土代 町7	150,000	2.51%	150,000	2.43%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁 目6番6号日本生命証券管 理部内	130,000	2.18%	130,000	2.11%
レシップ取引先持株会	岐阜県本巣市上保1260番地 の2	124,800	2.09%	124,800	2.02%
計	-	2,424,830	40.69%	2,616,930	42.55%

(注) 1 平成25年3月末日現在の株主名簿を基準として記載をしています。

2 株式数は千株未満を、割合は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。

3 上記のほか当社保有の自己株式434,970株(平成25年3月31日現在、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式237,900株および株式付与E S O P信託口が所有する当社株式306,100株を除きます。)は、割当後242,870株となります。ただし、平成25年3月31日以降の単元未満株式の買い取り分は含んでおりません。

4 役員報酬B I P信託は三菱U F J信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社との共同受託となり、当社株主名簿においては日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)として記載されま

す。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 [事業等のリスクについて]

「第四部 組込情報」に掲げた第61期有価証券報告書および第62期第1四半期報告書（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 [臨時報告書の提出]

「第四部 組込情報」に掲げた第61期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を平成25年6月25日および平成25年8月5日に東海財務局長に提出しております。

（平成25年6月25日提出臨時報告書）

1 [提出理由]

平成25年6月20日開催の当社第61回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項 当社普通株式1株につき15円

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、杉本眞、山口芳典、長野晴夫及び杉山涼子の各氏を選任する。

第3号議案 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社が取締役報酬額として合計2億円を上限として拠出した信託から、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）及び執行役員に対する業績連動型株式報酬として平成26年3月末で終了する事業年度から平成28年3月末で終了する事業年度までの3年間に在任する当社の取締役及び執行役員に対し、合計192,100株を上限として当社株式を支給する制度を導入する。

第4号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役3名（非常勤取締役を除く）に対し、当社所定の基準に基づき、賞与総額22,369千円以内を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成及び反対並びに棄権及び無効の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	無効 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	48,278	41			(注)1	可決(99.92%)
第2号議案					(注)2	
杉本 眞	48,173	146				可決(99.70%)
山口 芳典	48,258	61				可決(99.87%)
長野 晴夫	48,256	63				可決(99.87%)
杉山 涼子	48,244	75				可決(99.84%)
第3号議案	47,962	357			(注)1	可決(99.26%)
第4号議案	48,141	178			(注)1	可決(99.63%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

（平成25年8月5日提出臨時報告書、ただし平成25年8月6日提出の記載事項の一部訂正による訂正臨時報告書を含んだ内容となっております）

1 [提出理由]

当社は、平成25年8月1日開催の取締役会において、スウェーデンに本社を置く、バス・トラム向けの非接触R/W、端末機、またそれに関わるソフトウェアのプラットフォームの設計・開発事業を営むArcontia International AB（以下、「A I A B」という。）の株式を取得することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 取得対象子会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 Arcontia International AB

本店の所在地 SE-421 30 Vastra Frolunda, Sweden

代表者の氏名 Magnus Stahlberg (CEO)

資本金の額 50千SEK (スウェーデンクローナ)

純資産の額 2,081千SEK

総資産の額 5,998千SEK

事業の内容 バス・トラム向けの非接触R/W、端末機、またそれに関わるソフトウェアのプラットフォームの設計・開発

最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益及び当期純利益

	2012年8月～2013年4月期
売上高	12,662千SEK
営業利益	2,672千SEK
当期純利益	2,031千SEK

（注）2012年8月設立のため、2013年4月迄の数値を記載しております。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 記載すべき資本関係はありません。

人的関係 記載すべき人的関係はありません。

取引関係 記載すべき取引関係はありません。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は日本国内におけるバス運賃収受システムを開発・製造・販売するトップ企業として各地で、サービスを展開してまいりました。昨年、米国でバス運賃収受システムを複数受注し、先般、シンガポールでもシステム受注をするなど、海外での事業強化を図っております。

今回、子会社化するA I A Bは、欧米で主流となる、非接触ICカードのA・Bタイプの開発・販売を手掛け、海外事業強化を図る当社との相乗効果が期待されます。また、メキシコに販売拠点を持ち、欧米での同社の販売ルートも当社の関与により、大きな成長が期待できるものと考えております。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

取得の対価の額 7,802千米国ドル（支払い手数料、報酬等を含む。）

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第61期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月21日 東海財務局長に提出
四半期報告書	第62期 第1四半期	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月13日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月9日

レシップホールディングス株式会社
取締役会御中有限責任監査法人トーマツ

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	渋谷英司
----------------------------	-------	------

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	浅井孝孔
----------------------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているレシップホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、レシップホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成25年8月1日開催の取締役会において株式取得による会社の買収を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- （注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月20日

レシップホールディングス株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大橋 英之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

浅井 孝孔

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレシップホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レシップホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、レシップホールディングス株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、レシップホールディングス株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月20日

レシップホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大橋 英之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

浅井 孝孔

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレシップホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レシップホールディングス株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。